

令和2年度 国の高等教育の修学支援新制度

(日本学生支援機構給付奨学金・授業料等減免制度) 2次採用の募集

令和2年度国の高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金および授業料等減免制度）の2次採用の募集を以下のとおり行います。希望者は、「給付奨学金案内」のパンフレットと併せて、本紙も必ずよく読み申請を行ってください。（※学部生のみ対象）

1. 国の高等教育修学支援新制度について

令和2年4月より、国の「高等教育の修学支援新制度」が開始されました。本制度は①「授業料等の減免」と、②「日本学生支援機構（以下、JASSO）給付奨学金」の2つが支援策となり、どちらの支援を希望する場合にも申請手続きが必要となります。

2. 申請から支援開始までの流れ

その1 「JASSO 給付奨学金」申請（10月）

・申請資格、学力基準、家計基準を満たしているか審査が行われます。

申請資格については「給付奨学金案内」を確認してください。家計基準について、進学資金シミュレーター（<https://shogakukinsimulator.jasso.go.jp/>）から確認もできます。

※留年をした人は対象者にはなりません。

その2 「授業料等の減免」申請（10月）

・「JASSO 給付奨学金」に申請をされた（される）方に減免に係る申請書類をお配りします。

・「授業料等の減免」は、「JASSO 給付奨学金」申請時の審査結果（申請資格、学力基準、家計基準の審査結果）が引き継がれますので、別途の審査はありません。

その3 「JASSO 給付奨学金」および審査結果通知・振込開始（採用決定）（12月）

・採用者には12月上旬頃、あなたの支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）が通知されます。支援区分によって、奨学金と授業料等減免の支援額が異なります。詳細は「給付奨学生案内」をご確認ください。

・12月下旬頃、採用者に対し、採用に関する書類を保証人住所宛に送付します。

その4 「授業料等の減免」審査結果通知（採用決定）（12月）

・JASSO 給付奨学金の採用後に関する書類と併せて「認定通知書」をお送りします

その5 「授業料等の減免」減免分の還付（3月）

・令和2年度については、当年度分の学費を納入するようお願いいたします。

授業料等減免の認定後、申請時に提出する振込口座届に記載の口座に、減免額分の返金を予定しています。

3. 支援開始時期

令和2年10月

※JASSO 給付奨学金の実際の振込開始月は12月です。その際10月～12月の月額がまとめて振り込まれます。

※「授業料等減免」について、2次採用での支援対象者は、令和2年度後期分より授業料の減免が開始されます。なお、今回支援対象者となった一年生は、入学金の減免はありません。

4. 申請から採用までのスケジュール

日時	内容
【1回目】9/30(水)まで 【2回目】10/9(金)まで	【応募書類の受取】G-Portにて応募書類の送付依頼アンケート入力 アクセス方法：G-Port トップ⇒「学生支援」タブ⇒「アンケート回答」 ※学生課窓口でも配布しております。
10/1(木) ～10/15(木)	学生センター学生課より、アンケートに入力した住所宛に応募書類を郵送 ※15日までに書類が届かない場合はご連絡ください。
10/22(木) 必着	【提出書類】提出先：学生センター学生課 提出方法：郵送 「給付奨学金確認書」 ※提出者に対し、ネット申込のためのID・パスワードおよび「授業料減免申請書」の様式をG-Portの「あなた宛のお知らせ」にてお送りします。
10/22(木) ～10/29(木)	スカラネット入力（インターネットでの申込）
10/28(水) 必着	【提出書類】提出先：学生センター学生課 提出方法：郵送 <JASSO 奨学金> ①「スカラネット入力下書き用紙」 全員 ②「学習計画書」 全員 ※ボールペンで記入。文章は用紙に収めてください。 ③「学生本人の2020年度課税証明書」 該当者のみ ※後期6参照 ④「在留資格記載の証明書」 該当者のみ ⑤「児童養護施設入所等の証明書」 該当者のみ ⑥マイナンバーが提出できない場合の証明書類 該当者のみ ※後記6参照 <授業料等減免> ①「授業料等減免申請書」 全員 ②「振込口座届」 全員
スカラネット入力 から一週間後まで	【提出書類】提出先：日本学生支援機構 提出方法：郵送 マイナンバー提出書
12月上旬	G-Portの「あなた宛のお知らせ」にてJASSO 給付奨学金と授業料等減免の採用結果を発表・採用者にはJASSO 給付奨学金振込開始（10月からの月額分がまとめて振り込まれます。） 12月下旬頃、採用後に関する書類を保証人住所宛に送付します。

5. 【注意】給付奨学金との併用による第一種奨学金の月額調整について

給付奨学金の支給中は、第一種奨学金の月額が「給付奨学金案内」P.7 の表のとおり自動的に減額または増額されます。（第Ⅰ区分および第Ⅱ区分に認定された場合、第一種奨学金の月額が0円となります。）

調整は給付奨学金の支援開始月の10月より遡って開始されます。そのため、減額分の返金が必要となりますのでご注意ください。

6. JASSO 給付奨学金提出書類についての注意点

・「学生本人の2020年度課税証明書」の提出について

学生本人が現在市区町村民税を課税されている場合のみ提出してください。

・父母が海外居住者でマイナンバー関係書類の提出が不可能な場合について

以下 JASSO の HP を確認し、必要な書類を揃えて学生センター学生課へ提出してください。

該当 HP:<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

※「配偶者の収入証明書類」および「世帯構成のわかる証明書類」の未提出が多く見受けられます。海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書の右上の「必要添付書類」を必ず確認してください。

7. 問い合わせおよび送付先

学生センター学生課（中央教育研究棟1階） 電話番号：03-5992-1183

<送付先住所> 〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1 学習院大学 学生センター学生課

※提出書類は、簡易書留等、記録が残る形で送付してください。

以 上